

江藤新平復権宣言 1 周年記念シンポジウム開催等業務委託 契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、江藤新平復権宣言 1 周年記念シンポジウム開催等業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、江藤新平復権宣言 1 周年記念シンポジウム開催等業務に係る、別記 1 江藤新平復権宣言 1 周年記念シンポジウム開催等業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の実施及び委託期間）

第 2 条 乙は、委託仕様書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、委託仕様書に掲げる事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務について全責任をもって遂行するものとする。

3 委託期間は、契約の締結日から令和 8 年（西暦 2026 年）3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託業務の委託料（以下、「委託料」という。）は、金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金□□□円を甲に納付しなければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第 1 1 5 条第 3 項第□号の規定により免除する。」とする。）

（権利譲渡等の禁止）

第 5 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託）

第 6 条 乙は、甲の承諾を得て、委託業務の一部を再委託できるものとする。ただし、乙が提案した企画書に記載された実施体制によるものについては、甲の承認を得ずに再委託することができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。

（損害賠償）

第 7 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実行が不完全であった場合は、直ちに文書によりその事由を甲に報告するとともに、甲の損害について賠償の義務を負う。

2 乙は、委託業務の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけれ

ばならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務委託の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、委託業務の遂行に当たって甲が申し出た情報・データについて、複写し、又は複製し、若しくは第三者に提供する等、委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(委託業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料の額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を負担するものとし、その損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(完了報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、委託業務が完了し、甲の検査に合格したときは、甲に対して、第3条の委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書の受領日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、甲が必要と認める場合は、委託料を前金払により支払うことができるものとする。

(著作権等)

第13条 乙が委託業務の成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。以下同じ）は甲に帰属し、甲は成果物の二次利用を無償で自由に行えるもの

とする。

2 本件成果物が著作物の場合、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、甲に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(著作者人格権、肖像権)

第 14 条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとし、成果物の放映及び前条第 1 項に定める二次利用に関して、出演者等が著作者人格権及び肖像権を行使しないことを保証するものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 15 条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年 2.5% の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第 12 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、年 2.5% の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が委託仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号に該当する者であることが判明したとき、又は次の各号のいずれかに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第 17 条 前条第 1 項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託料の額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

2 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 2.5 % の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(事故等の報告)

第 18 条 乙は、天災、事故、その他のやむを得ない理由により委託業務の履行に支障が生じるとき、またはそのおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに適切な措置をとるものとする。

(契約費用の負担)

第 19 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 21 条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別記 3 「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(存続事項)

第 22 条 本契約終了後も、第 7 条（損害賠償）、第 9 条（秘密の保持）、第 13 条（著作権等）、第 14 条（著作者人格権、肖像権）、及び本条は有効に存続するものとする。

(協議)

第 23 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、佐賀県財務規則に定めるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県 文化・観光局
文化課長 南雲 秀哉

乙：